新連載

消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

第1回 裁判所の役割

園部 厚 Sonobe Atsushi
東京簡易裁判所民事第9室 簡易裁判所判事

裁判所は、どういう機関で、何をしている機関なのでしょうか。何かの事件の処理をしている機関という感覚ぐらいはあっても、それ以上の詳しいことは分からない人も多いのではないでしょうか。そして、何か問題を起こさなければ、自分には関係のない機関と思っている人も多いのではないでしょうか。本連載では、裁判所ではどのようなことを扱っているのかを、みていきたいと思います。

裁判所で扱っていること

大きく分けて、次の５つの事件があります。

表1 裁判所で扱っていること

民事事件：金銭の貸主の借主に対する貸金返還請求や、交通事故の当事者間における損害賠償請求などの一般私人間の私的紛争を解決するための手続
行政事件：税務署が過少申告加算税を課した処分などの国や地方公共団体等の処分や、その他の公権力の行使に関する紛争を解決するための手続
刑事事件：窃盗、強盗、傷害、酒気帯び運転等の刑罰法令に触れる行為をした場合に、その行為をした者に、国へ一定の金銭を支払う罰金や刑務所などの矯正施設に一定の期間入る懲役などの刑罰を科すための手続
家事事件：離婚や相続などの家庭内における紛争などを解決するための手続
少年事件：少年（未成年の男女）が窃盗、強盗、傷害、無免許運転などの刑罰法令に触れる行為その他の行為をした場合に、その行為をした少年に対する処分をするための手続

裁判所で扱っている民事事件の種類

主なものとして次の事件があります。

表2 民事事件の種類

1　民事訴訟事件	3　民事保全事件
（人事訴訟事件）※	4　民事執行事件
2　民事調停事件	5　倒産事件

※離婚や認知など、夫婦や親子等についての関係について、争いを解決する手続

「民事訴訟事件」や「民事調停事件」は、私的紛争が起こったときに、裁判所において紛争を解決するための基準を決める手続です。例えば、「借主は貸主に対し100万円を支払え」とか、「借主は貸主に対し建物を明け渡せ」というような、紛争解決のための基準を決める手続で、民事調停事件は、当事者の合意によってそれを決めるのに対し、民事訴訟事件は、それを当事者の合意の有無に関（かか）わりなく強制的に決める手続です。

裁判所で決められた基準に基づいて、各当事者がそれを任意に実行しないときに、裁判所において強制的に実現するための手続が「民事執行事件」です。

「民事保全事件」は、緊急に私的紛争を解決しなければ自己の権利の実現が不可能になるような事情がある場合に、裁判所において、債務者所有の財産を仮に差し押さえるなどの紛争を解決するための基準をつくり、それを実現するための手続です。

「倒産事件」は、一般の個人や商売をしている企業が経済的に破綻（はたん）していて、弁済期の到来し

た借金等の債務の支払が困難になった場合に行われる手続で、債務者の総財産を換価（現金化）し総債務を弁済して清算する清算型手続と、債務者の財産を基礎として経済活動を継続し、それによって生み出される収益によって債権者に弁済をする手続である再建型手続があります。清算型手続としては「破産」及び「特別清算」があり、再建型手続としては「民事再生（個人再生を含む）」及び「会社更生」があります。

1. 民事訴訟事件

民事訴訟事件は、例えば、貸主の借主に対する貸金100万円の返還請求事件では、貸主である原告と借主である被告がその主張をし合い、その主張について証明をし、それらの主張立証に基づいて、裁判官が原告貸主の貸金100万円についての判断を、判決というかたちで行います。

原告貸主の被告借主に対する貸金100万円が存在することについて、裁判官が確信を得た場合（原告貸主の請求について証明ができた状態）は、原告貸主の請求を認める「被告は原告に対し100万円を支払え」という判決がなされます。貸金の存在について裁判官が確信を得られなければ、原告貸主の請求を認めない「原告の請求を棄却する」という判決がなされます。

この判決は、原告と被告の主張が一致しない場合でも、双方からの主張立証に基づいて、裁判所の判断としてなされるものであり、その判決が確定した場合、原告と被告はその判決に拘束され、その判決に従わなければなりません。原告の請求が認められたのに、被告が原告の請求を任意に実行しない場合は、判決に基づいて原告の請求を強制的に実現することができます。

2. 民事調停事件

民事調停事件は、裁判所を通じた話し合いによる紛争解決のための手続です。例えば、貸主の借主に対する貸金返還請求事件では、申立人貸主とその相手方借主が、裁判所で事件を担当する調停委員会の民事調停委員等を交えて話し合いをします。そこで合意が成立すれば、調停成立ということで、調停委員会のもとで、その合意を確認し、調停調書に記載することによって紛争を解決するものです。調停成立によって事件が終了した後、その調停で合意に達したことを任意に実行しない場合は、その調停調書に基づいて、その合意を強制的に実現することができます。

3. 民事保全事件

例えば、金銭の貸主が借主に対し1000万円の貸金返還請求権がある場合、その借主がほかにもたくさんの借金をしているのに、借主の財産は住んでいる土地建物しかないため、その土地建物が処分されてほかの人のものになってしまうと、貸金の返済を受けられなくなるおそれがあります。訴訟を起こして判決を得る場合、当事者（貸主と借主）がお互いに主張し、裁判官が貸主の借主に対する1000万円の存在について確信を得た状態である証明をしたうえで判決がなされますので、判決がなされるまでに時間がかかります。さらに、その間に土地建物の処分をされるおそれがあり、土地建物の処分後に判決を得ても、借主にほかに財産がない以上、現実に貸金の返済を受けることができなくなってしまいます。

そこで、貸主の貸金の存在について、その主張を証明することなく、裁判官が一応確からしいという程度の心証を抱いた状態である「疎明」で足りることによって、迅速にその主張について決定を出し、借主所有の土地建物を仮に差し押さえるのが、民事保全事件（仮差押事件）です。

貸主が借主所有の土地建物について「仮差押えの登記」をすることで、その後にその土地建物をほかの人に売却するなどの処分をされても、それを否定することができます。最終的には、民事訴訟による判決などを得て、民事執行事件により、その土地建物を差し押さえて売却し、その売却代金から貸金の返済を受けることができる

のです。

また、例えば、買主が土地を買って代金を支払ったのに、売主が所有権移転登記をしてくれず、ほかの人に売却するおそれがあるような場合には、裁判官が、買主側の所有権移転登記請求権について、その主張を証明することなく、疎明で足りるとすることによって、迅速にその主張について決定を出し、買主が買い受けた土地について「処分禁止の仮処分の登記」をすることによって、その後にその土地をほかの人に売却するなどの処分をされても、最終的に、民事訴訟による判決を得ることによって、その土地を買主の物とすることができます。

4. 民事執行事件

民事執行事件は、民事訴訟事件が判決や和解で終了した後、あるいは民事調停事件が調停成立で終了した後、それらの判決などで決まったこと、例えば「被告は原告に100万円を支払え」ということが実行されない場合、その判決などに基づいて、例えば被告の不動産等の財産を差し押さえてそれを売却してその代金から支払を受けたり、被告の給料を差し押さえるなどして、決まったことを強制的に実現する手続です。

ほかにも、貸金などの返済ができない場合に目的物を売却してその代金から返済を受けるために、不動産に設定した抵当権などの担保権を実行する手続もあります。

5. 倒産事件

倒産事件のうちの破産事件は、例えば、「交通事故にあって数カ月入院し、その間生活費が入ってこないため、消費者金融からお金を借りていたところ、借金がかさみ返し切れなくなった。返済のためにさらに消費者金融からお金を借りることを繰り返していたら、借入金の額が膨れ上がり、返せる金額でなくなってしまった」といった、自分の総財産で債権者全員に対して債務の完済をすることができなくなった場合に、債務者や債権者の申立てにより、債務者について破産手続開始決定をし、裁判所の選任した破産管財人が債務者の財産を金銭に換えるなどして、それをすべての債権者に公平に分配するという、裁判所での手続のことです。何も財産がない人の場合は、破産手続開始決定をするだけで裁判所の手続は終わってしまいます（これを「同時廃止事件」といいます）。

このような破産事件の手続の終了によっても、債務者の債務は残った状態になりますが、この残った債務について支払わなくてよいようにするためには、「免責許可の決定」を得る必要があります。

また、民事再生事件は、破産の原因である事実の生ずるおそれがある債務者等について、債権者の同意により可決された再生計画に基づいて、債務の減額などをしてその債務の返済をしていくことにより、債務者の財産を債務の返済のために処分して清算することなく、債務者の事業や経済生活の再生を図る手続です。

裁判所で扱っている相続関係の事件

ある人が亡くなり、その相続人の間で、亡くなった被相続人の遺産分割の話し合いをしたが、合意に達しなかった場合、相続人は家庭裁判所に対して他の相続人を相手方として、遺産分割の家事調停の申立てをすることができます。

なお、遺産分割については、当事者間に合意が成立しない場合は、当事者の協議によって解決することが望ましい家事事件手続法別表第２の審判事件として、家事審判で処理されることになります。

また、相続に関しては、相続の承認及び放棄の手続をすることができ、これについては、争訟性がないものとして、家事事件手続法別表第１の審判事項とされています。

次回は、「民事訴訟（通常訴訟）」についてみていきます。